

検討対象事務評価シート

上水道の設置・管理に関する事務	1 頁
公共下水道の設置・管理に関する事務	11 頁

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

2 上水道の設置・管理に関する事務

事 務 名	概要及び備考	区/都	広域的処理	事業効率	専門性	事業規模	一体的処理	法令趣旨	特段の事情	総合評価
1 上水道の設置・管理に関する事務		区								
		都	○	○	○	○	○	○	○	都
(1)取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	<水源～給水所> ○水道水源林の管理 ○水源施設の設置・管理 ○取水・導水施設の設置・管理 ○浄水場の設置・管理 ○送水施設の設置・管理 ○水質管理(水源・浄水場) * 水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定	区	△	△					△	区
		都								
(2)配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務	<給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理 ○配水施設の設置・管理 ○給水装置の検査 ○水質管理(給水栓) ○水道の使用にかかる受付(開始・中止) ○使用水量の算定 ○水道料金、下水道料金の徴収 * 水道法で規定する水道事業(上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く)に関する事務を想定	区								区
		都								

移管検討事務個票

[都]

①

大区分 2 中区分 1 小区分

事業名		上水道の設置・管理に関する事務	
担当局		水道局	
事業内容	(主な事務の内容) 個票①-2-1-(1)及び個票①-2-1-(2)のとおり		
	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	理由 水源の確保や広域的施設整備、バックアップ機能の強化など、都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとして区域にかかわらず整備されており、今後も安定給水を確保していくためには、都が広域的に処理することが最も効率的であり有効である。
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	理由 施設整備や水運用、料金の徴収等の業務を一体的に実施することで、効率的な事業運営を実現しており、特別区へ移管した場合には、事業の効率性が低下し、都民の料金負担が増えることになる。
	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	理由 水道事業の運営には、ダムや浄水施設等の維持管理、水質管理、管路の整備、配水調整、漏水防止など、高い技術とトータル的な活用が必要とされるため、これらのノウハウを有しない特別区が各区ごとに人材を確保・育成し処理することは困難である。
	○		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由	理由 行政区域にこだわらず、地域の高低差利用などを考慮して、合理的・効率的な配水・給水となるよう一体的な施設整備が配備されている。今後とも安定給水を確保していくためには、都が一体的に処理することが必要である。	
○			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由	理由 東京の水道はこれまで、一体の施設として整備がなされてきており、大都市東京の基幹インフラである水道の機能を十分に発揮するためには、一元的な水運用や施設整備が必要である。また、大都市東京においては、発災時における給水の確保や都市インフラの迅速な復旧が重要であるが、効果的に実施するためには都が一体的に処理する必要がある。	
○			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由	理由 水道法第6条第2項の規定により、水道事業の経営は原則として市町村が行い、市町村の同意を得た場合に限り市町村以外の者も水道事業を営むことができるとされている。また、同法第49条の規定により、特別区の存する地域では、都を市町村と同様に取り扱うこととされている。よって、特別区においては都が水道事業を行うこととなっている。	
○			
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由	理由 水道事業の運営基盤強化を図るため、平成16年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」において、「都道府県が広域化計画を策定し、ソフト統合等の新たな概念による広域化を推進」することとなっており、都における多摩地区水道の都営一元化は、我が国における広域化のモデルケースとなっている。	
○			
判 定		特記事項	
都 区 保			

移管検討事務個票

〔区〕

①

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務
担当局	水道局

事業	(主な事務の内容)	
	<p>○水道水源林の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図るため、多摩川上流域の東京都と山梨県とにまたがる21,630haの広大な森林の管理を行う。 <p>○水源施設の設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京の水源施設は、多摩川系と利根川及び荒川系に大別できる。 (このほか、地下水源と神奈川県川崎市から分水を受けている相模川系がある) 多摩川系施設では、東京都水道局が直接、小河内貯水池、村山貯水池、山口貯水池を管理している。 利根川及び荒川系施設では国土交通省又は独立行政法人水資源機構が施設を管理している。 <p>○取水・導水施設の設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩川の原水を取水するため、小作取水堰、羽村取水堰及び調布取水堰を設けている。 利根川及び荒川系では利根導水施設及び北千葉導水路がある(国土交通省又は独立行政法人水資源機構が管理)。 <p>○浄水場の設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄水場は河川や貯水池から取水した原水を浄水処理し各給水所へ送水するための施設。 	
業		
内		
容		

水系	浄水場	施設能力 (m ³ /日)
利根川・荒川水系	金町	1,500,000
	三郷	1,100,000
	朝霞	1,700,000
	三園	300,000
多摩川水系	東村山	880,000
		385,000
	小作	280,000
	境	315,000
	砧	114,500
	砧下	70,000
	玉川	(152,500)
相模川水系	長沢	200,000
地下水	杉並	15,000
計		6,859,500

*玉川浄水場は、原水の悪化から水道事業としては休止中であり、施設能力から除外している。

○水質管理(水源・浄水場など)

- 水源河川における定期的な水質検査や浄水場内における常時監視を実施

*上記の事務は、水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定しており、他県(埼玉県など)の例を参考に水道用水供給事業者が行う事務を記載した。

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
チェック △	理由 水源の管理については、都が一元的、広域的に処理する必要がある。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
チェック △	理由 水源の管理、取水・導水施設の設置管理については、分割するのが極めて非効率となることが見込まれる。
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
チェック	理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック △	理由 市部受託浄水場及び市部と共有する浄水場については、区への移管対象にはなじまない。
判 定	
都	区
保	
特記事項	

移管検討事務個票

〔区〕

①

大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

事業名	配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務																																																
担当局	水道局																																																
(主な事務の内容)																																																	
○給水所の設置・管理																																																	
・給水所は配水地とポンプ設備を有し、水道使用の時間的な変化に応じた配水量の調整、配水系統の切換えなど送配水のコントロールを行っている。																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区部における主な給水所</th> <th colspan="2">(平成18年3月末現在)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>配水地容量(m³)</th> <th>名称</th> <th>配水地容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練馬給水所</td> <td>200,000</td> <td>亀戸給水所</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>上井草給水所</td> <td>180,000</td> <td>玉川給水所</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>和田堀・和泉給水所</td> <td>110,900</td> <td>八雲給水所</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>水元給水所</td> <td>100,000</td> <td>大蔵給水所</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>南千住給水所</td> <td>100,000</td> <td>豊住給水所</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>第一・第二板橋給水所</td> <td>80,000</td> <td>小右衛門給水所</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>芝給水所</td> <td>80,000</td> <td>葛西給水所</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>第一・第二流橋給水所</td> <td>72,000</td> <td>上池台給水所</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>江東給水所</td> <td>66,000</td> <td>西瑞江給水所</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>本郷給水所</td> <td>60,000</td> <td>有明給水所</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>		区部における主な給水所		(平成18年3月末現在)		名称	配水地容量(m ³)	名称	配水地容量(m ³)	練馬給水所	200,000	亀戸給水所	60,000	上井草給水所	180,000	玉川給水所	60,000	和田堀・和泉給水所	110,900	八雲給水所	50,000	水元給水所	100,000	大蔵給水所	40,000	南千住給水所	100,000	豊住給水所	40,000	第一・第二板橋給水所	80,000	小右衛門給水所	40,000	芝給水所	80,000	葛西給水所	40,000	第一・第二流橋給水所	72,000	上池台給水所	33,000	江東給水所	66,000	西瑞江給水所	20,000	本郷給水所	60,000	有明給水所	20,000
区部における主な給水所		(平成18年3月末現在)																																															
名称	配水地容量(m ³)	名称	配水地容量(m ³)																																														
練馬給水所	200,000	亀戸給水所	60,000																																														
上井草給水所	180,000	玉川給水所	60,000																																														
和田堀・和泉給水所	110,900	八雲給水所	50,000																																														
水元給水所	100,000	大蔵給水所	40,000																																														
南千住給水所	100,000	豊住給水所	40,000																																														
第一・第二板橋給水所	80,000	小右衛門給水所	40,000																																														
芝給水所	80,000	葛西給水所	40,000																																														
第一・第二流橋給水所	72,000	上池台給水所	33,000																																														
江東給水所	66,000	西瑞江給水所	20,000																																														
本郷給水所	60,000	有明給水所	20,000																																														
(注)小右衛門給水所は、施設の整備に伴い平成13年6月から休止中である。																																																	
業 ○配水施設の設置・維持管理																																																	
・給水所から給水区域内に水を配るための配水管及びその付属設備を配水施設という。																																																	
・清浄な水道水を、必要な量と適正な圧力で送り届けられるよう、区部に7箇所設置されている支所において、維持管理されている。																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区部</th> <th colspan="6">(平成18年3月末現在)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">配水管(km)</th> <th>計</th> <th>制水弁</th> <th>空気弁</th> <th>排水弁</th> <th>消火栓</th> </tr> <tr> <th>配水本管</th> <th>配水小管</th> <th>(km)</th> <th>(個)</th> <th>(個)</th> <th>(個)</th> <th>(個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>1,662</td> <td>14,176</td> <td>15,838</td> <td>224,006</td> <td>9,194</td> <td>7,464</td> <td>87,929</td> </tr> </tbody> </table>		区部	(平成18年3月末現在)						配水管(km)		計	制水弁	空気弁	排水弁	消火栓	配水本管	配水小管	(km)	(個)	(個)	(個)	(個)	区部	1,662	14,176	15,838	224,006	9,194	7,464	87,929																			
区部	(平成18年3月末現在)																																																
	配水管(km)		計	制水弁	空気弁	排水弁	消火栓																																										
	配水本管	配水小管	(km)	(個)	(個)	(個)	(個)																																										
区部	1,662	14,176	15,838	224,006	9,194	7,464	87,929																																										
内 ○給水装置の検査																																																	
・給水装置とは、配水管又は他の給水管から分岐して家庭等に引き込まれた給水管及びこれに直結している給水用具のこと。																																																	
・支所において、宅地内への水道引込み工事の審査・検査等を行っている。																																																	
容 ○水質管理(給水栓)																																																	
・配水系統ごとに定期的に水質検査を実施。																																																	
○水道の使用に係る受付(開始・中止)など																																																	
○使用水量の算定																																																	
○水道料金、下水道料金の徴収																																																	
・上記3つの事務については、区部に27箇所設置されている営業所やお客センター(各種の申込みなど)において実施。																																																	
*水道法で規定する水道事業者が行う事務(取水・導水・浄水施設の設置・維持管理など)に関する事務を除く)を記載した。																																																	

(1)各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由
(2)都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
チェック	理由
(3)人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由
(4)事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由
(5)大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由
(6)法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
チェック	理由
(7)その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由
判定	
都 区 保	
特記事項	

平成19年度予算(税込)

(1)収益的収支

(単位：千円)

科 目	19 年 度 予 算 額	18 年 度 予 算 額	増 △ 減	科 目	19 年 度 予 算 額	18 年 度 予 算 額	増 △ 減
営 業 収 益	349,496,000	351,750,000	△ 2,254,000	営 業 費 用	272,425,000	283,894,000	△ 11,469,000
給 水 収 益	320,307,000	324,264,000	△ 3,957,000	原 水 費	16,179,000	16,161,000	18,000
受 託 事 業 収 益	3,296,000	3,273,000	23,000	浄 水 費	28,920,000	28,843,000	77,000
そ の 他 営 業 収 益	25,893,000	24,213,000	1,680,000	配 水 費	80,672,000	85,925,000	△ 5,253,000
				給 水 費	23,941,000	26,299,000	△ 2,358,000
営 業 外 収 益	9,106,000	8,582,000	524,000	受 託 事 業 費	3,296,000	3,273,000	23,000
受 取 利 息	81,000	79,000	2,000	業 務 費	30,564,000	29,993,000	571,000
土 地 物 件 収 益	7,955,000	7,645,000	310,000	総 係 費	19,181,000	19,001,000	180,000
ガム施設発電使用料	27,000	27,000	0	減 価 償 却 費	66,933,000	70,816,000	△ 3,883,000
一般会計補助金	34,000	30,000	4,000	資 産 減 耗 費	2,216,000	2,631,000	△ 415,000
雑 収	1,009,000	801,000	208,000	そ の 他 営 業 費 用	523,000	952,000	△ 429,000
特 別 利 益	780,000	436,000	344,000	営 業 外 費 用	28,172,000	30,944,000	△ 2,772,000
				支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	17,425,000	19,984,000	△ 2,559,000
				繰 延 勘 定 償 却	63,000	87,000	△ 24,000
				消 費 税 及 地 方 消 費 税	6,165,000	6,361,000	△ 196,000
				雑 支 出	4,519,000	4,512,000	7,000
収 益 的 収 入 計	359,382,000	360,768,000	△ 1,386,000	収 益 的 支 出 計	300,597,000	314,838,000	△ 14,241,000

(2)資本的収支

(単位：千円)

科 目	19 年 度 予 算 額	18 年 度 予 算 額	増 △ 減	科 目	19 年 度 予 算 額	18 年 度 予 算 額	増 △ 減
企業債(事業充当分)	22,584,000	29,505,000	△ 6,921,000	建 設 改 良 費	94,918,000	95,019,000	△ 101,000
企業債(借換分)	3,101,000	2,407,000	694,000	原 水 及 浄 水 施 設 費	37,001,000	35,861,000	1,140,000
国 庫 補 助 金	6,662,000	5,235,000	1,427,000	配 水 施 設 費	52,808,000	52,285,000	523,000
一般会計出資金	2,600,000	2,351,000	249,000	営 業 設 備 費	5,109,000	6,873,000	△ 1,764,000
固定資産売却収入	663,000	239,000	424,000	企 業 債 償 還 金	73,283,000	75,201,000	△ 1,918,000
そ の 他 資 本 収 入	2,604,000	2,327,000	277,000	貸 付 金 及 出 資 金	—	600,000	△ 600,000
小 計	38,214,000	42,064,000	△ 3,850,000				
(損益勘定留保資金)	72,734,000	77,118,000	△ 4,384,000				
資 本 的 収 入 計	110,948,000	119,182,000	△ 8,234,000	資 本 的 支 出 計	168,201,000	170,820,000	△ 2,619,000
総 計	470,330,000	479,950,000	△ 9,620,000	総 計	468,798,000	485,658,000	△ 16,860,000
				損 益 収 支	58,785,000	45,930,000	12,855,000
				資 金 収 支	1,532,000	△ 5,708,000	7,240,000

- (注1)企業債償還金充当額とは、民間債の満期一括償還に伴い増加する元金償還金を平準化するため留保した財源の充当額である。
(注2)大規模浄水場更新積立金とは、浄水場の集中更新に備え、代替施設の整備に向けた所要の積立金である。
(注3)利益剰余金のうち279億円は、建設改良積立金として処分する。

企業債償還金充当額	3,900,000	4,800,000	△ 900,000
大規模浄水場更新積立金	△ 5,000,000	—	△ 5,000,000
実質資金収支	432,000	△ 908,000	1,340,000

職員配置表

(平成19年8月1日現在)

(単位:人)

所属	管理職員		一般職員			総計	所属	管理職員		一般職員			総計
	事務	技術	事務	技術	技能			事務	技術	事務	技術	技能	
総務部	8	4	75	22		109	西部支所	2	2	34	75	45	158
職員部	4		48	3		55	新宿営業所	1		37			38
経理部	6	1	75	38		120	中野営業所	1		32			33
サービス推進部	6		88			94	杉並東営業所	1		27	1		29
浄水部	2	6	25	59		92	杉並西営業所	1		21			22
給水部	1	5	37	82	8	133	南部第一支所	2	2	31	65	42	142
建設部	1	5	15	74		95	大田南営業所	1		22			23
多摩水道改革推進本部調整部	5	6	84	158	7	260	大田北営業所	1		28			29
多摩ニュータウン水道事務所		1	23	16	3	43	品川営業所	1		28			29
多摩水道改革推進本部施設部		4	6	73		83	南部第二支所	2	2	33	76	47	160
研修・開発センター	1	2	12	31		46	世田谷東営業所	1		43			44
水運用センター		3	11	153		167	世田谷西営業所		1	23			24
水質センター		4	5	58	1	68	目黒営業所	1		23			24
水道特別作業隊	2	1	42	32		77	渋谷営業所	1		29			30
水源管理事務所	1	2	15	55	1	74	北部支所	2	2	36	92	45	177
村山山口貯水池管理事務所		1	5	19	6	31	練馬東営業所	1		28			29
小河内貯水池管理事務所		1	5	12	7	25	練馬西営業所		1	21			22
中央支所	2	2	35	93	46	178	板橋南営業所	1		23			24
千代田営業所	1		18			19	板橋北営業所	1		20			21
港営業所	1		24			25	北営業所		1	24			25
豊島営業所	1		29			30	東村山浄水管理事務所	1	2	17	85	9	114
文京営業所	1		18			19	境浄水場		1	5	21		27
台東営業所	1		22			23	小作浄水場	1		4	25	10	40
東部第一支所	2	2	33	83	40	160	玉川浄水管理事務所	1	2	11	36	2	52
江東営業所	1		28			29	砧浄水場		1	4	24	1	30
墨田営業所	1		20		1	22	長沢浄水場		1	5	28	5	39
江戸川営業所	1		43		1	45	金町浄水管理事務所	1	2	14	125	32	174
東部第二支所	2	2	33	83	45	165	三郷浄水場		1	5	77	8	91
荒川営業所	1		16			17	朝霞浄水管理事務所	1	2	10	79	8	100
足立営業所	1		43			44	三園浄水場		1	5	59	4	69
葛飾営業所	1		33		1	35	東部建設事務所	1	3	15	80		99
							西部建設事務所	1	3	15	82		101
							計	82	82	1,639	2,174	425	4,402

(注) 再任用職員を含む。

水道事業についての補足資料

(水道事業とは)

水道事業とは、「一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業」(水道法第3条第2項)。

水道事業の経営主体は原則市町村である(水道法第6条)が、特別区の区域においては、東京都が水道事業を行っている(水道法第49条)。

水道事業は、他の水道事業と給水区域を重複することはできず、地域的独占事業として運営される。

また、水道事業は、地方財政法上の公営企業であり、特別会計の設置・独立採算制の採用が規定されている。

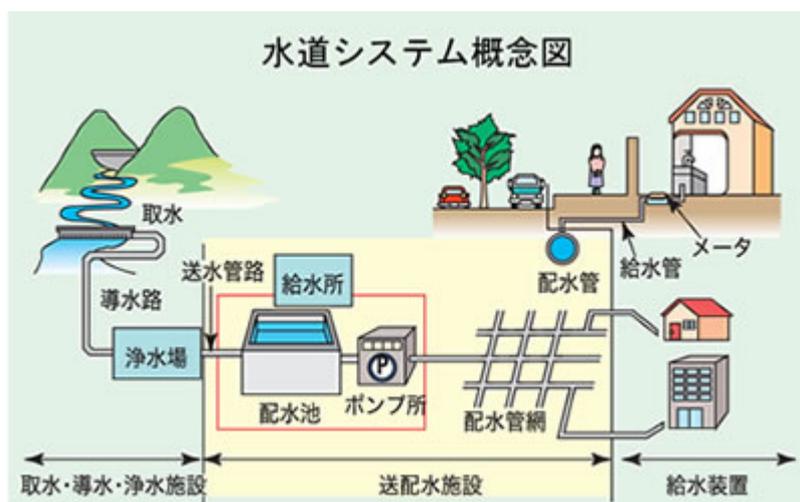
さらに、水道事業は、地方公営企業法の規定の全部が当然に適用され、経理が官公庁会計方式ではなく企業会計方式によってなされる。財源のほとんどは、水道料金により賄われている。

全国的にみれば、小規模事業者が多く、平成16年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」において、水道事業の運営基盤の強化のため、「都道府県が広域化計画を策定し、ソフト統合等の新たな概念による広域化を推進」することとしている。

(水源から各家庭などまでの流れ)

川などの水源から原水を取水し、浄水場で浄水処理し、給水所や配水管などの配水施設を経由し、各家庭などに届けられる。

水道事業は、地方公営企業であり、地方公営企業法第3条で規定している「常に企業の経済性を発揮する」ことが求められ、効率的な施設整備が必要。



(出典) 東京都水道局 HP

(東京都における水道事業)

東京都水道局は、特別区のみならず25市町の区域において、水道事業を実施している。

【基本事項】

給水区域面積	1222.3km ²
施設能力	686万 ㍉日
水源量	623万 ㍉日
給水人口	12,246千人
配水管延長	25,262km
給水件数	6,551千件
職員数	4,563人

施設整備も、区部及び多摩を含め、一体的に行われており、配水系統は、下図のとおり、各特別区や各市町の行政区域をまたいでいる(別紙参照)。

安定した給水を確保するために、水運用センターで一括して集中的に各種データを各所から収集し、多摩地区の主要施設を含めた東京都全域の監視・運用を24時間体制で実施している。

給水栓(蛇口)における水道水の安全性を確認するために、水質センターで一括して、配水系統ごとに定めた都内123箇所定期的に水質検査を実施している。

区部では、お客さまに水道をお使いいただくうえで必要な各種届出の受付、水道に関する各種問い合わせの対応のため、平成17年1月にお客さまセンターを開設し、一括して受付を行っている。また、料金などお客さま情報についても、オンラインシステムを導入して一体的に管理し、迅速で的確な業務運営によるお客さまサービスの向上に努めている。

多摩地区の水道は、各市町村が個別に経営していたが、料金格差や住民サービス面での問題があったため、昭和46年「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定し、多摩地区の水道を都営一元化し、市町の地域内業務は原則として当該市町への事務委託により実施することとした。しかし、事務委託制度では、各々の市町域ごとに事業が運営されるため、料金支払、届出、相談窓口などがお客さまの居住地の市町に限定され、また市町域にとられない適正な給水区域の設定ができないなど、制度自体に起因する問題があり、広域水道としてのメリットを十分に発揮することが困難となっている。このため都では、より一層のお客さまサービスと給水安定性の向上、より効率的な事業運営のため、事務委託の解消を

主たる内容とする多摩地区水道の経営改善を実施することとし、平成15年「多摩地区水道経営改善基本計画」を策定し、各市町と個別に協議を進め、順次事務委託の解消を図っているところである。

(近隣県などにおける実施状況)

市町村が単独で水道事業を実施

例) 武蔵野市、羽村市、昭島市など

市町村が一部事務組合を設け水道事業を実施

例) 越谷・松伏水道企業団

県が水道事業を実施

例) 神奈川県企業庁(給水区域: 18市町)

千葉県水道局(給水区域: 13市村)

市町村と市町村などから構成される一部事務組合(水道用水供給事業を実施)で役割分担

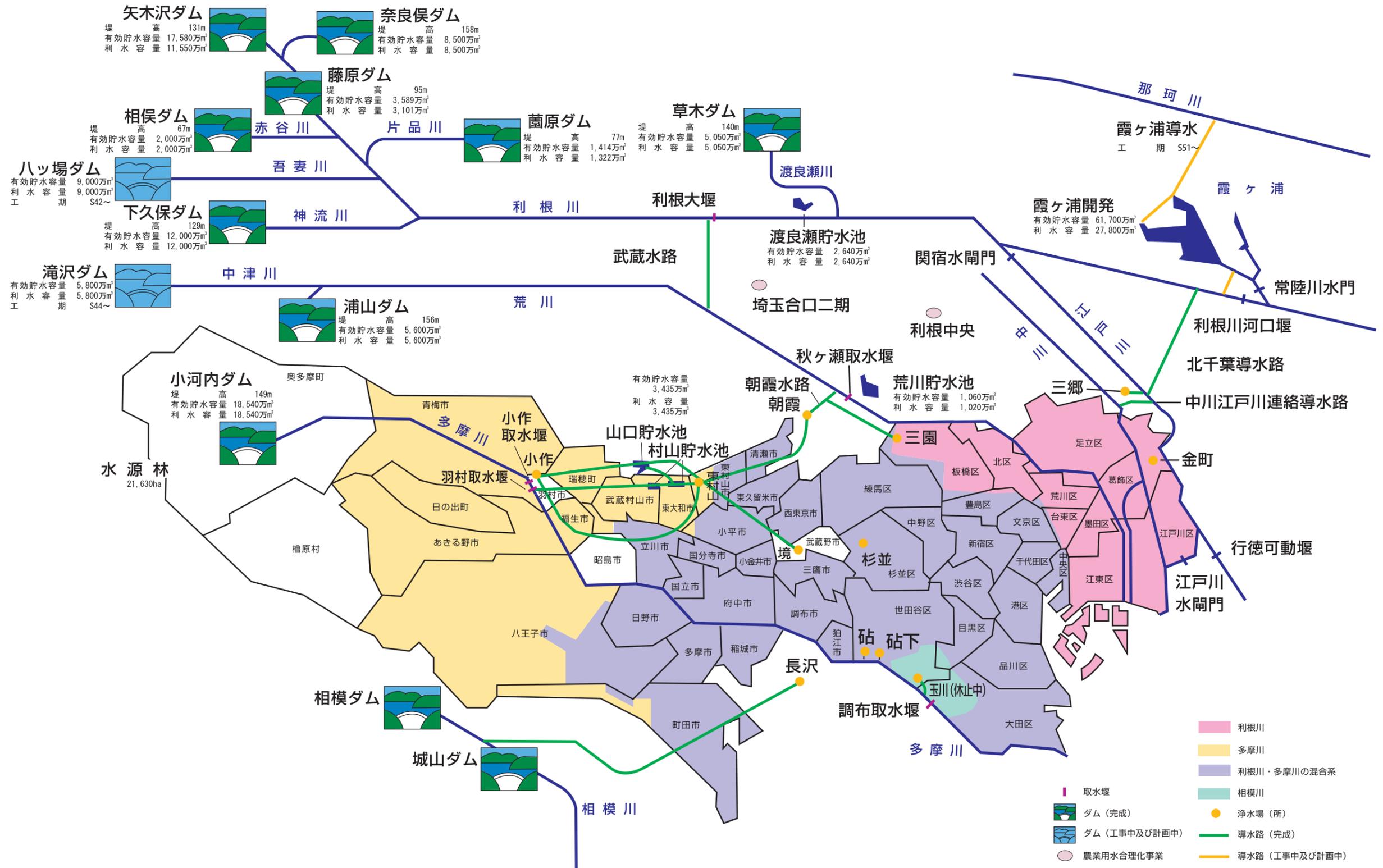
例) 神奈川県内広域水道企業団(神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市)

市町村と県(水道用水供給事業を実施)で役割分担

例) 埼玉県が65市町に浄水を供給

用水供給事業は、需要者(各水道事業者)に、水道水を供給し、需要者が受水した分の料金を支払うことにより成り立っている。都における配水体制は、水源が複数あり、それらを都全体で一括して融通して行っている。

水道水源と水系別給水区域概要図



検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

①

法令に基づく事務

3 公共下水道の設置・管理に関する事務										
事 務 名	概要及び備考	区/都	広域的処理	事業効率	専門性	事業規模	一体的処理	法令趣旨	特段の事情	総合評価
1 公共下水道の設置・管理に関する事務		区								
		都	○	○	○	○	○	○	○	都
(1) 住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務	<家庭など～幹線管きよ> ○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理 ・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む ○排水設備に関する事務 ○再生水事業 ○水質規制事務 ○汚水排出量の認定 ○下水道料金の徴収 * 下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定	区								区
		都								
(2) 幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務	<幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理 ○ポンプ所の設置・管理 ○水再生センターの設置・管理 ○再生水供給施設の設置・管理 ○地球温暖化対策 * 下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定	区								区
		都								

移管検討事務個票

〔都〕

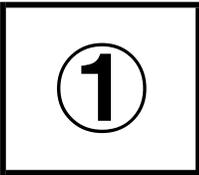
①

大区分 3 中区分 1 小区分

事業名		公共下水道の設置・管理に関する事務	
担当局		下水道局	
事業内容	(主な事務内容) 個票①-3-1(1)及び個票①-3-1(2)のとおり		
	事	チェック	理由 区部公共下水道は、区部全体で50mm/hに対応する浸水対策、東京湾の水質保全のための合流式下水道の改善・高度処理の推進、汚水処理により発生する温室効果ガスの削減（新技術開発）などの役割を期待されており、広域的な立場から処理する必要がある。
		○	
	業	チェック	理由 区部公共下水道は既に一体の施設として整備されており、これを分割するには新たな投資が必要であり、効率性を損なう。また、施設の老朽度合や維持管理コストなどが区ごとに異なるので、分割すれば必要な投資額や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながる。
		○	
	評	チェック	理由 下水道事業は土木、機械、電気、水質、建築など多様な職種の総合力により成り立っている。区毎にそれらの職種について専門的な人材の確保・育成することは困難である。また、都は再構築や合流改善などの新技術の開発・導入において、日本の下水道の技術発展をリードしており、分割によりその水準維持が困難になる。
		○	
	価	チェック	理由 行政区域にこだわらず、地域の高低差などを考慮した施設配置、ポンプ所の広域的遠隔操作、汚泥処理・再資源化の集約処理など広域的に事業展開を行っている。また、施設更新時には汚水系統の変更等の調整が必要となるなど分割して処理することは困難である。
		○	
	<p>(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。</p> <p>(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。</p> <p>(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <p>(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <p>(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。</p> <p>(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。</p> <p>(7) その他特段の事情があるかどうか。</p>		
			特記事項
<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 2em; font-weight: bold;"> 都 区 保 </div>			

移管検討事務個票

〔区〕



大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名 住民の用に供する下水道(枝線管きよ)の設置・管理に関する事務 担当局 下水道局		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
		チェック -----	理由
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
		チェック -----	理由
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
		チェック -----	理由
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
		チェック -----	理由
		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
		チェック -----	理由
		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
		チェック -----	理由
		(7) その他特段の事情があるかどうか。	
		チェック -----	理由
		判 定	
		都	区
		保	
		特記事項	

(主な事務内容)

○下水道事業の概要

- ・区部の下水道は、「都」制度の下で、全体を一体として効率的に整備する計画「東京特別都市計画下水道」に基づき、広域的な見地から建設が進められたものである。
- ・そのため、大規模な幹線や処理場などの施設が、区部全域の中で地形や市街化の進展を勘案しながら、集約的に整備・配置されている。

(幹線管きよ延長 1,052km、処理場 13か所、ポンプ所 81か所)

○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理

- ・下に示す、膨大な規模の枝線管きよ、人孔(マンホール)、公設汚水ますの管理を効率的に行うため8箇所の管理事務所で実施している。

(枝線管きよ延長 14,566km、人孔 477,083個、公設汚水ます 1,852,233個)

- ・地形等の特性を考慮して管網が整備されており、数区にまたがる広域的なネットワークが形成されている。
- ・枝線管きよの整備や老朽化した管きよの再構築を、幹線、ポンプ所などの基幹施設の整備に合わせて実施している。
- ・区部全域で1時間50mmの降雨に対応するための雨水整備を行っている。
- ・雨天時の放流水質は下水道法施行令により処理区別に計画を定めることが規定されており、処理区全体の効率性を考慮しながら合流式下水道改善事業を行なっている。

○排水設備に関する事務

- ・公共下水道の供用が開始された区域内から排出される下水を公共下水道を流入させるため、使用者が設置する、排水設備の新設等の届出受理及び指導を行っている。
- ・指定排水設備工事事業者の指定を行なっている。

○再生水事業

- ・都市の貴重な水資源として、再生水を都内各所に広域的に供給している。
- ・清流復活などの都市の水辺環境の回復に再生水を活用している。

○水質規制事務

- ・公共下水道の機能及び構造を保全し、公共下水道からの放流水の水質を基準に適合させるため、有害物質等を排除するおそれのある事業場等に対する水質規制を行っている。

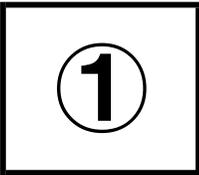
○下水道料金の徴収

- ・原則、下水道料金の算定は、水道の使用水量をもって汚水排出量とみなすこととなっている。よって、水道水による汚水の場合、水道局が水道料金にあわせて、下水道料金の算定及び徴収を行っている。それ以外の汚水は独自に算定している。
- ・都が一体として事業実施しており、特別区の区域内で同一の料金表を適用している。

事業
事業
評
価

移管検討事務個票

〔区〕



大区分 3 中区分 1 小区分 (2)

事業名 幹線管きよなど、終末処理場の設置・管理に関する事務 担当局 下水道局				
事業内容 (主な事務内容) ○幹線管きよなどの設置・管理 ・区部13か所にある水再生センターへ汚水を送水する幹線や広域的な雨水排除のための幹線管きよなどの管理を実施している。 ・浸水対策や合流式下水道改善のための幹線管きよの整備や老朽化した幹線管きよの再構築を実施している。 ○ポンプ所の設置・管理 ・ポンプ所は、管きよで集めた汚水を水再生センター(処理場)に送水したり、雨水を公共用水域に放流する施設。 ・ポンプ所は、下水を自然流下させることが出来ない場合に設置しているので、その機能上、臨海部や隅田川、荒川沿岸及び低地帯に集中している。 ・区部では、平成18年4月現在81か所のポンプ所が稼動しており、維持管理の効率化を図るため、広域的な遠方監視制御を進めている。 ・老朽化したポンプ所の再構築や浸水対策・合流式下水道改善のための施設の整備を実施している。 ○水再生センターの設置・管理 ・水再生センター(処理場)は、管きよで運ばれてきた下水中の汚濁物を取り除き、川や海への水質の影響を少なくして放流する施設。 ・区部における下水道は、10の処理区に分けられており、平成18年4月現在、13の水再生センターが稼動しており、最大規模の水再生センターは日量約150万トン(計画人口210万人分)の水処理能力を持っている。 ・老朽化した水再生センターの再構築や高度処理・合流式下水道改善のための施設の整備を実施している。 ・東京湾の環境基準達成に向けて、高度処理施設を増強し、ちっ素、りんの除去率の向上を行なっている。 ・水再生センターで、汚水を浄化する過程で発生した汚泥は、効率的な処理処分を行なうため5か所の施設に集約化して処理・焼却している。 ・汚泥の焼却灰は最終処分場の延命化、資源の有効活用を図るため、セメント原料などへの資源化を行なっている。 ○再生水供給施設の設置・管理 ・水再生センターでは、下水を高度に処理した再生水の造水を行なっている。 ○地球温暖化対策 ・都全体の事業活動から排出される温室効果ガスの約4割は、下水道の事業活動に起因している。 ・このため、新技術の開発・導入を進め、下水道の事業活動から発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。	事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
		チェック	理由	
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
		チェック	理由	
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
		チェック	理由	
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
		チェック	理由	
		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
		チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
判定		特記事項		
都		保		

平成19年度の予算

(単位：千円)

収 入 (財源)			支 出		
科 目 (事 項)		金 額	科 目 (事 項)		金 額
収 益 的 収 入			収 益 的 支 出		
営業収益 286,245,000	下水道料金	176,521,000	営業費用 234,855,000	管渠費	26,170,000
	雨水処理費繰入金	100,095,138		ポンプ場費	12,175,000
	水洗便所改造工事助成繰入金	5,700		処理場費	40,071,000
	水洗便所促進化経費繰入金	391,652		業務費	14,703,000
	水質監視経費繰入金	505,498		排水設備費	1,800,000
	高度処理費繰入金	496,731		総係費	12,043,000
	その他繰入金	33,780		減価償却費	119,571,000
	料金特別措置負担金収入	919,837		資産減耗費	8,222,000
	処理水売却収入	15,181		その他営業費用	100,000
	再生水利用収入	874,872			
	管渠損傷補償金	18,850			
	多摩地域受入汚水処理収入	1,365,000			
	流域下水道管理費負担金収入	4,569,168			
その他営業収益	432,593				
営業外収益 47,747,000	受取利息	205,257	営業外費用 73,110,000	支払利息及企業債取扱諸費	71,474,456
	土地物件収益	1,672,134		繰延勘定償却	489,400
	企業債利子支払繰入金	44,840,802		消費税及地方消費税	827,000
	企業債発行差金償却繰入金	298,534		雑支出	319,144
	特別債利子国庫補助金	1,599			
	雑収	728,674			
			予備費	予備費	100,000
区 部 計	333,992,000	区 部 計	308,065,000		
流 域 計	18,912,000	流 域 計	18,705,000		
合 計	352,904,000	合 計	326,770,000		
資 本 的 収 入			資 本 的 支 出		
企業債(事業充当分)	70,912,000	下水道建設費	125,000,000		
”(借換債)	78,097,000	下水道改良費	32,000,000		
”(特別債)	△443,000	企業債元金償還金(年割償還分)	150,832,000		
企業債元金償還資金	38,897,000	企業債元金償還金(借換分)	78,097,000		
建設改良事業資金	1,772,000	国庫補助金返還金	74,000		
国庫補助金	37,411,000				
固定資産売却収入	96,277				
建設収入	908				
その他資本収入	3,941,655				
貸付金返還金	3,160				
損益勘定留保資金等	155,315,000				
区 部 計	386,003,000	区 部 計	386,003,000		
流 域 計	19,873,000	流 域 計	19,873,000		
合 計	405,876,000	合 計	405,876,000		

収入総計	区 部	719,995,000	支出総計	区 部	694,068,000
	流 域	38,785,000		流 域	38,578,000
	合 計	758,780,000		合 計	732,646,000

*平成19年度議決の債務負担行為限度額は、区部下水道建設改良事業665億円、区部下水道維持管理事業95億円、流域下水道建設事業56億円です。

職員配置表 (定数外含む)

平成19年8月1日現在

部 所 \ 職 種	事務	土木	建築	機械	電気	環検	運転	一般 技能	計	再任用 ()内7/4/14
総 務 部	57	3		1		1			62	
職 員 部	48	1		1					50	
経 理 部	84	8	1	2	2		5		102	2
計 画 調 整 部	7	55		8	5	6			81	
施 設 管 理 部	28	45	5	21	28	36			163	
建 設 部	13	76	2	23	23				137	1(1)
流域下水道本部	34	58		41	41	33			207	2
中部管理事務所	20	82		27	31	5	3	25	193	10
芝浦水再生センター	4	7		42	29	6		8	96	3
北部第一管理事務所	21	74		24	20	8	4	21	172	6
三河島水再生センター	4	6		32	24	7		2	75	4
北部第二管理事務所	24	44		8	8	4	2	8	98	6
中川水再生センター	1	4		24	24	6		6	65	4
みやぎ水再生センター	4	6		28	30	6		5	79	4
東部第一管理事務所	22	47		35	28	9	2	27	170	5
砂町水再生センター	7	8		38	38	8		9	108	4
有明水再生センター		2		6	6	4			18	
東部第二管理事務所	23	36		28	23	6	2	17	135	5
小菅水再生センター	4	4		22	27	6		8	71	3
西水再生センター	4	5		26	22	6		3	66	3
西部第一管理事務所	23	62			1	4	2	4	96	7
落合水再生センター	1	6		33	34	8		1	83	3
西部第二管理事務所	17	43		19	18	9	1	7	114	7
新河岸水再生センター	5	5		24	30	7		2	73	5
南部管理事務所	25	85		16	19	9	2	16	172	9
森ヶ崎水再生センター	11	10		53	52	9		9	144	2
中部建設事務所	12	105		3	4				124	2
南部建設事務所	12	116		6	4				138	3
北部建設事務所	11	90		10	6				117	2
派遣職員	15	66		31	30	6			148	
計	541	1159	8	632	607	209	23	178	3357	102(1)

注 再任用は内書き

(公共下水道とは)

公共下水道とは、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」(下水道法第2条第3号)。

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うこととされている(下水道法第3条)が、特別区の区域においては、東京都が実施している(下水道法第42条、地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)附則第15条)。

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業であり、特別会計の設置・独立採算制の採用が規定されている(地方財政法第6条、地方財政法施行令第37条)。

また、公共下水道事業は、水道事業と異なり、地方公営企業法の規定が当然に適用されないが、都は条例で定めるところにより地方公営企業法を任意適用している(地方公営企業法第2条第3項)。

(下水道の基本的役割)

家庭や工場から排出された汚水を処理して、快適な生活環境を確保する。

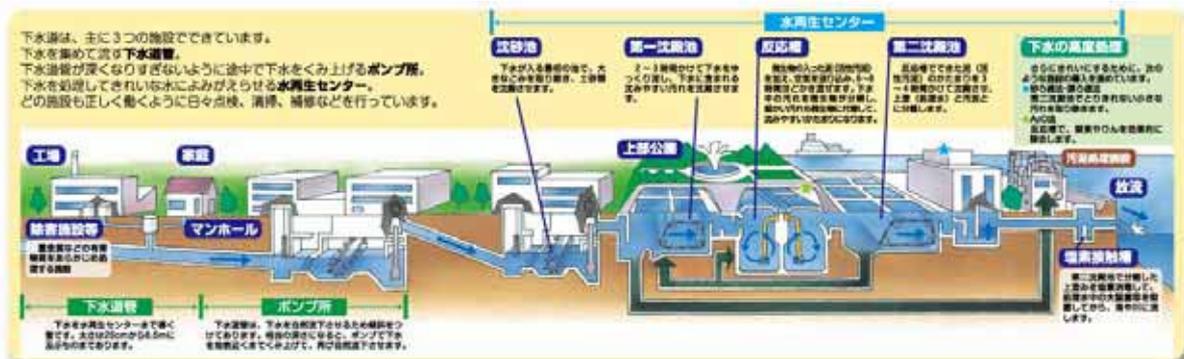
道路や宅地に降った雨水を速やかに排除して、浸水から街を守る

下水を処理し、きれいにした水を川や海へ放流することにとり、その水質を改善し保全する。

再生水や下水が持つ熱、汚泥等の資源・エネルギーを活用することにより、省資源・省エネルギー化を進め、地球環境保全に貢献する。

(汚水、雨水の流れ)

家庭や工場から出た汚水は、下水道管(枝線・幹線)に集まり、地勢に応じてポンプ所などを経由し、水再生センターに送られ、下水処理がなされ川などへ放流される。



(出典) 東京都下水道局 HP

道路や宅地に降った雨水は、下水道により速やかに排除され、河川や海に放流される。

(東京都における下水道事業)

東京都下水道局は、特別区の区域において一体的に公共下水道事業を実施している。

区部の下水道は、「都」制度の下で、全体を一体として効率的に整備する計画「東京特別都市計画下水道」に基づき、広域的な見地から建設が進められたものである。そのため、大規模な幹線や処理場などの施設が、区部全域の中で地形や市街化の進展を勘案しながら、集約的に整備・配置されている。

下水を自然流下させるために川や分水嶺等、地勢に応じて、10の処理区が設けられており、下図のように、処理区は各特別区の行政区域をまたいでいる(別紙参照)。

水の流れは地形により決められるため、各処理区の幹線流域についても、行政区をまたがって配置されていることが多い。

なお、東京都下水道局は、多摩地域の26市3町1村の区域において、流域下水道事業を実施している(市町村が公共下水道事業を実施)。

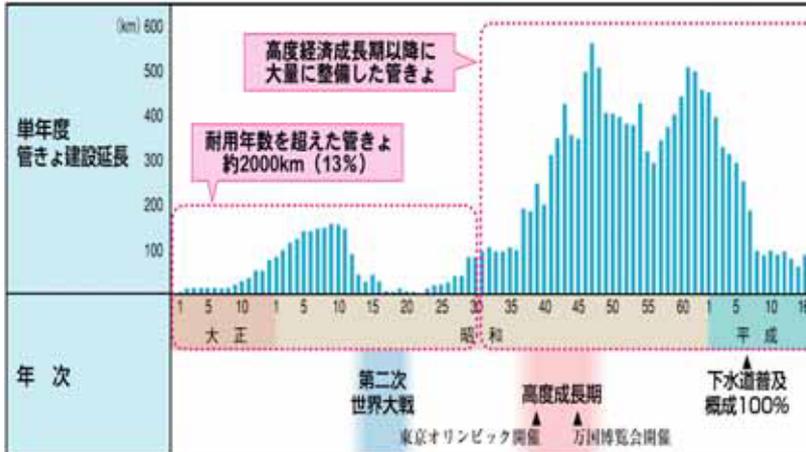
(平成18年4月現在)

処理区名	ポンプ所(か所)	水再生センター(か所)	
芝浦	12	1	芝浦
三河島	8	1	三河島
砂町	29	2	有明、砂町
小台	3	1	みやぎ
落合	-	2	落合、中野
森ヶ崎	13	1	森ヶ崎
小菅	3	1	小菅
葛西	8	1	葛西
新河岸	1	2	新河岸、浮間
中川	4	1	中川
計	81	13	

(東京都における下水道事業の課題)

施設の老朽化

- ・ 区部全体に張り巡らされた 15,600 kmの管きょ網の内、約 2,000 kmが耐用年数を超えており、更新時期を迎えている。このため計画的な再構築を実施する必要があり、施設の延命化を図りつつ対応している。
- ・ 幹線管きょやポンプ所などの基幹施設の再構築は、老朽度や劣化の状況に基づく優先度の高いものから実施していく必要がある。
- ・ 枝線再構築は、幹線管きょやポンプ所などの基幹施設の整備と整合を図りながら実施する必要がある。



浸水被害の軽減

- ・ 都市化の進展により雨水流出量が増大したことに伴い、下水道が整備された地域でも浸水被害が発生している。
- ・ 1時間 50mmの降雨に対応するため地形などの地域特性を考慮した、効率的な浸水対策事業を実施する必要がある。
- ・ 地下街など浸水の危険性が高い地区で1時間 70mmの降雨に対応できる施設の整備を行っている。



浸水被害が大きい神田川沿いに整備した内径8.5mの和田弥生幹線(全体貯留量15万w)

合流式下水道の改善、高度処理の推進

- ・ 区部の約8割は合流式下水道で整備されており、大雨が降ると雨水で希釈された汚水の一部やごみが川や海へ放流されている。
- ・ 降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備や雨天時の下水をより多く水再生センターに送水するための新たな幹線の整備を行っている。

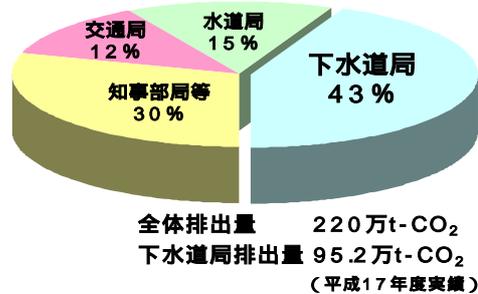
- 東京湾の環境基準達成に向けて、高度処理施設を増強し、ちっ素、りんの除去率を向上していく必要がある。

合流式下水道吐口の状況



地球環境保全への貢献

- 都全体の事業活動全体から排出される温暖化ガスの約4割は、下水道の事業活動に伴うものであり、地球環境保全への貢献が求められている。
- 下水道事業における地球温暖化防止計画である「アースプラン2004」の着実な推進と更なる温室効果ガス削減の検討を行なっている。
- 温室効果ガスの削減は、技術革新に依存するため、新技術の開発を行なっていく必要がある。



都庁全体の事務事業活動における温室効果ガス排出割合

業務の効率化

- ポンプ所の運転管理業務を効率化するため、広域的な施設の遠方監視制御化を進めている。
- 水処理の過程で発生する汚泥を効率的に処理するために、汚泥処理施設の集約化を進めている。

(近隣県における実施状況)

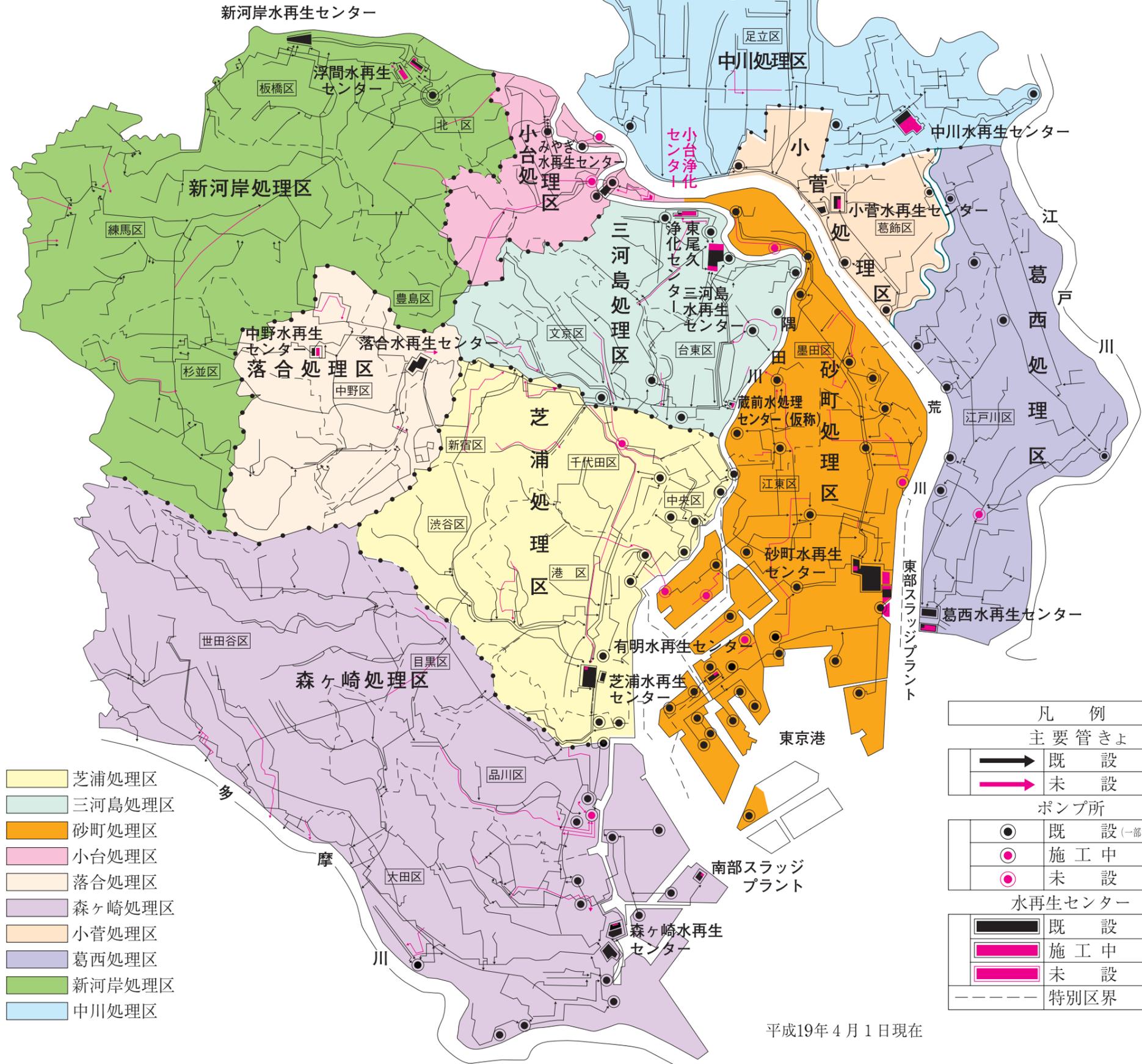
市町村が単独で公共下水道を設置

例) 横浜市、川崎市、千葉市、武蔵野市(一部)、三鷹市(一部) など

市町村と県(流域下水道を設置)で役割分担

例) 東京都(多摩地域の26市3町1村の区域)、埼玉県、千葉県、神奈川県

区部下水道全体計画図



- 芝浦処理区
- 三河島処理区
- 砂町処理区
- 小台処理区
- 落合処理区
- 森ヶ崎処理区
- 小菅処理区
- 葛西処理区
- 新河岸処理区
- 中川処理区

凡 例	
主要管きよ	
	既 設
	未 設
ポンプ所	
	既 設 (一部稼働を含む)
	施 工 中
	未 設
水再生センター	
	既 設
	施 工 中
	未 設
	特別区界

平成19年4月1日現在